

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、ます。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、ます。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1)宿泊者名

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）

(4)その他当館が必要と認める事項

※食物アレルギーに関して

同一厨房で様々な食材を使用しているため、調理器具等を食材ごとに専用の物を使用していません。このため、原材料として使用していない食材が微量に混入することを確実に防止することはできないことをご了承ください。アレルギー除去に務めた料理を提供いたしますが、アレルギーの除去を保証するものではありません。

アレルギーの除去が保証されないとお困りのお客様、「ごく微量」のアレルギー物質の摂取によってアレルギー反応を発症する可能性のあるお客様におかれましては、お客様の安全を優先し食事の提供をお断りすることがございます。

以上を踏まえ、食事のご利用に際しては、お客様の最終的判断があったものといたします。

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館の前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ます。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 当館がインターネットサイトに誤った宿泊金額を提示し、当該料金に基づき、宿泊契約の申込をされた場合は、その前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉である時は、「限定」「特別」「キャンペーン」などの低廉である理由の表示又はご案内がない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊料金は無効といたし、速やかにその旨の通知を差し上げます。

3. 当館は宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約確認の電話を差し上げることがございます。

4. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるとときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

5. 申込金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

6. 第4項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ます。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限り、ます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第4項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後 同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第4項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当館は宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2)満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとするものが宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(5)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2項第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員の内に暴力団員に該当する者があるもの。

(6)宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7)宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という)であるとき。

(8)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(9)宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(10)天災、施設の故障、その他のやむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(11)宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受け、ます。

ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限り、ます。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行動をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。

(3)宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員の内に暴力団員に該当する者があるとき。

- (4)宿泊客が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5)当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (6)宿泊客が、特定感染症の患者等であるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (9)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。宿泊費以外の宿泊客が予約していた交通費、遊行費などの補償はいたしません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロント又は客室において、次の事項を登録していただきます。
- (1)宿泊客の氏名・住所及び連絡先。
- (2)外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日。
- (3)出発日及び出発予定時刻。
- (4)その他当館が必要と認める事項。
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、事項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1)しおん、べんがら、こはくタイプ、あかがね、くじゃく、ぎんねずは、1時間につき3,300円(税込)
- (2)(1)以外の客室は、1時間につき2,200円(税込)

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。
2. 宿泊又は日帰りでご予約の方に同行してきた方は、館内利用はロビーまでとします。無断で客室への入室や入浴は、ご遠慮いただきます。

(営業時間)

- 第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- (1)フロント・キャッシャー等サービス時間
- | | |
|------------|-----------|
| イ 門限 | 午前零時 |
| ロ フロントサービス | 午前7時～午後9時 |
| ハ 売店 | 午前7時～午後9時 |
- (2)飲食等(施設)サービス時間
- | | |
|--------|---------------|
| イ 朝食 | 午前7時～午前9時 |
| ロ 昼食 | 午前12時～午後2時 |
| ハ 夕食 | 午後5時30分～午後9時 |
| ニ ラウンジ | 午前7時30分～午後10時 |
2. 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第13条 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。宿泊費以外の宿泊客が予約していた交通費、遊行費などの補償はいたしません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。
3. 当館は、第1項及び第2項に基づく損害賠償責任のある時であっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CDロム、光ディスクなど情報機器(コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器で直接処理を行える記憶媒体に記録されたものを含みます))

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者ら連絡するとともにその指示を求めるものとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3ヶ月間保管した後処分いたします。ただし、飲食物・雑誌類及び衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品は、保管期間内であっても、翌日に処理いたします。
3. 前2項の場合における宿泊客の荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料+朝・夕食料)
	追加料金	②追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税

1. 子供料金は次のとおりとします。
- (1)小学生(7才～12才)は、子供用食事と寝具を提供したときは、大人料金の70%をいただきます。
- (2)幼児(1才～6才)は、子供用食事と寝具を提供したときは、大人料金の50%、寝具のみを提供したときは、大人料金の30%、寝具及び食事を提供しない場合は、大人料金の20%をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知をうけた日 人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8 ～ 14 日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	10%	10%	10%	10%	
15～30名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	20%	20%	10%
31名～	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	30%	20%

- (注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

(管轄裁判所と準拠法)

第19条 当館と宿泊客との間の宿泊約款に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

2. 当館の約款は正文を日本語とする。

付則

第1条 当館は平成14年5月1日より本約款を当館の宿泊約款と定め、同日施行する。

第2条 当館は令和6年8月1日に別表第2の一部を改正し、同日施行する。

第3条 当館は令和7年2月1日に一部を改正し、同日施行する。